

# 企業の社会的責任（CSR）の実現と企業の将来的展望

木村 慎

## 目次

### はじめに

- 一 CSRの意義とわが企業社会の現状
- 二 株式会社はいかなる存在なのか
- 三 株式会社主権者論争
  1. 会社法上の議論
  2. 企業の将来的展望とCSRの実現

### おわりに

## はじめに

今日、一部の人を除けば、人々はずいぶんと住みにくくなってきたのではないか。消費生活、雇用・社会

保障をめぐつて、また、税負担の問題、中小企業問題など、経済と社会のあらゆる分野において、市民の暮らしと権利が危うくなっている。生身の人間である市民の暮らしと権利を守るために規範を確立することが求められる。

企業の社会的責任（CSR、以下単にCSRと記す）といったとき、その内容は、企業の果たすべき法的責任はいうまでもなく、広く倫理的・道徳的責任を包含する。今日の経済社会をして、ときに「ルールなき経済社会」と表現されるように、今日の経済社会には異常なまでのゆがみがみられる。その背景にこのCSRの主たる担い手とされる大企業の反社会的な經營がある。

CSRの議論の中で、企業の自主性に委ねるべきか、それとも法的強制を伴うものとすべきかが議論されたことがあるが、上記のこととの関わりからいえば、法的強制を伴うものと考えるべきものとなる。<sup>(2)</sup>

しかしながら、CSRの内容としては、ボトムレベルの「法令遵守（コンプライアンス）」からトップレベルに位置する良き企業市民としての「地球環境の保護活動」といったものまであり、法的強制の対象範囲とか内容は、社会の成熟度に関わってくるであろう。さらに、CSRは、それぞれの企業が自主的に定める経営戦略との統合の下で実現されるであろうし、そのためには「持続可能な社会の実現」といったCSRの究極的な目標を、経営者がその経営戦略に明確に位置づけ、それを目指して経営していくことを可能とするガバナンスのあり方も求められる。ところが、現時点では、CSRの最低限である法令遵守ですら満足に実現されていないことは、ガバナンスが有効に機能していないことをじつに露呈しており、わが国では、公益通報者保護制度がこの点についての有効な「ガバナンス」となっていることは皮肉なことである。

今日、企業（とりわけ、大企業）に求められていることは、「利潤追求第一主義」から決別し、CSRを積極的に果たす立場へと転換することであるが、この小論は、株式会社における社員権の性質、企業の公共性・営利性といつ

たいくつかの論点をとりあげ、CSRがこの企業社会に根付いていくことに対する親和性をもち、しかも実現可能な企業観念を考察し、さらに、今日、企業法制の課題として議論され、示されつつある展望との関わりをみてみるものである。

## 一 CSRの意義と企業社会の現状

CSRをめぐっては、かつて、フリードマン（Milton Friedman）が一九七〇年に、「ミニマム社会的責任説」ないし「社会的責任否定説」とでもいうべき説すなわち「CSRとは、ルールを守り、堂々と競争を開拓するという限定の下で、諸資源を利用して利潤を増大させることを唯一その内容とするものである」<sup>(3)</sup>として以来、法令遵守の下、利潤・営利追求を行うことが社会的責任だとする、非常に狭く、当然といえば当然すぎるような内容として捉えるのか、それとも、「法令遵守経営」はもとよりそれをはるかに超えた内容の広く積極的なものとして捉え、ステークホルダーとの相互関係において捉えるのか<sup>(4)</sup>、種々議論がなされてきた。けれども、その内容については、研究者の間でも未だ意見の一致をみていない<sup>(5)</sup>。しかし、CSRをめぐる今日の動向とりわけ国際的なそれからすると、一般に、それは、株式会社をモデルにすれば、法令を遵守しつつ効率的な経営を行い経済的成果を向上させることで株主に貢献することをミニマムとして、広くは、株主はもとより、従業員、消費者、地域コミュニティなどと深く関わり、その有する公共的な性質から株主への責任をはるかにこえる責任を意味し、それは、ある特定の時代において社会が組織に対し果たすべきものとして抱く経済的・法的・倫理的責任ならびに自主性といったものを包摂するものとしてとらえら<sup>(6)</sup>れているといえよう。

例えば、わが国の場合、相次ぐ企業の反社会的行為を受けて制定された（社）日本経済団体連合会の「企業行動憲章」（これは一九九一年九月一四日に制定され、その後、数度改正され、最も最近のものは、二〇〇四年五月一八日のものである。）によれば、まず、冒頭で、「企業が、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない」ことを謳い、そのために必要とされる、「有用な製品などの開発・提供」という企業本来の社会的貢献から、「政治・行政との正常な関係の保持」、「企業情報の積極的な開示」、「従業員の人格・個性の尊重、安全な職場環境づくり、ゆとりと豊かさの実現」、「環境問題への積極的な取り組み」、「良き企業市民として社会貢献」、「反社会的勢力・団体との対決」、「国際ルールや現地の法律の遵守、現地の文化や慣習の尊重、現地の発展に貢献する経営」、「企業トップによる実効性ある社内体制の整備、企業倫理の徹底」、「憲章違反に対する企業トップの原因究明・再発防止の努力、社会への迅速・的確な情報公開と説明責任、自らを含む厳正処分」という企業本来の具体的な一〇原則に基づき、企業は、「国内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守とともに、社会的良識をもつて、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する」ものとして、CSRを企業行動の戦略的目標に位置づけている。

ところが、多くの大企業を束ねた財界組織の定めた「憲章」であるにもかかわらず、CSRがこの企業社会にはなかなか根付かないものである。名のある大企業をはじめとして、企業不祥事のオンパレードといった感がある。<sup>(8)</sup> わが国の国民性については、これまで、一般的には、「個人としては、その遵法意識は高いが、それがグループとなり、組織となると必ずしも同じレベルを維持していないこと」<sup>(9)</sup> が指摘されてきた。集団心理による少年犯罪がそうであるし、また、バブル崩壊以前の、年功序列型賃金制、終身雇用、企業内組合といふいわゆる「三種の神器」と称される経営システムにより醸成されてきた「会社に対する忠誠心」からくる違法行為・社会規範からの逸脱があげられる。

株式会社の目的は営利追求であるが、その目的のためには、それほどのためらいもなく、個人のもつ強い規範意識・遵法意識を弱めてしまう。このことは、とりわけ、移入されてまだ浅く、わが国の風土に未だ定着していない独禁法上の違法行為（私的独占・不当な取引制限・談合）において顕著なものといえる。<sup>⑩</sup>

このような指摘される現象のよつてきたるところとして、これまでの日本の社会発展・経済発展は、欧米のような市民社会の成熟を踏まえたものではなかつたことがあげられる。

市民社会とは、何よりも、自由と平等を原理として成り立つてゐる。そして、それに基づく創意・創造を尊重するのが資本主義である。この社会においては、一方では規律を伴う。市民は自立・自律しているものである。しかし、この日本社会は、未だ成熟した市民社会には到達していない。市民は自立したものとはなつていない。少なくともこれまではそうである。<sup>⑪</sup>

ヨーロッパの場合は、歴史的に、土地（共有地）というものは、人々に生活の場（コミュニティ）をもたらすものであるとして、強い公益観念を形成し、土地私的所有の絶対性に制限を設け、また、結社の自由という点では、市民革命をもたらした啓蒙思想は、ギルドなどの古くからある伝統的な結社・団体からの自由を目指してきた。このことから、ヨーロッパの企業社会においては、会社という結社・団体に対しても、懷疑的な姿勢をとることになり、生身の人間が会社に支配されではないとの観念を抱いてきている。市場（資本市場）に対しても、これも伝統的に、模範的な慣行・習慣などが形成されており、決して自由放任ではない。

アメリカの場合は、ヨーロッパの場合とは異なり、歴史的に、共同体の伝統はなく、土地はもとより、人間すら商品化した時期を有している。このような伝統を背景にして、市場（資本市場）における自由な取引が最大限尊重される。市民の年金も医療なども、この市場に依拠してきた、といえる。市場に対するこのような全幅の信頼は、一方で、

市民社会からのこれまで培われてきた民主主義による厳しい監視の姿勢がある。証券取引委員会（SEC）や政府の違反者に対する断罪は実に厳しいものがある。このような徹底した自由は一方での監視の厳しさと裏腹の関係にあることを忘れてはならない。

それでは日本ではどうか。とりわけ今日、<sup>(12)</sup> 自由だけはアメリカ以上である。市民社会を経ず、従つて成熟もおよそしていないこの日本の社会・企業社会において、ヨーロッパやアメリカのような自由に対するコントロールをもたらすに、自由だけはアメリカ以上にあるという状況がもたらすものは、日本社会（法）における危機である。

とまれ、社会を、市民社会（生身の人間より構成される社会）と企業社会（企業すなわち法人が主人公の社会）というように表現することが許されるならば、企業社会を市民社会のコントロール下におかなければならぬ。これら日本の日本における市民社会にとつては、このことを実現することがその固有の課題となる。<sup>(13)</sup>

CSRがなかなか根付かないのは、日本社会の以上のようなこれまでの状況によるものといえよう。CSRの問題を論じるにあたつては、観点は様々であつても、このような日本社会についての状況認識をもつことがその前提となる。

ここで、もう少しCSRの現状について敷衍しておかなければならない。わが国はもとより、諸外国の状況をみた場合、多様な問題の重層的な絡み合いの中で、企業経営にとって、視野に入れるべきステークホルダーが格段に広がっている。例えば、環境問題がそうであるが、ここでは、環境NGOであるとか、国際機関による多国籍企業規制などを考慮しなければならない。そういう中で、企業経営者は、単に商品やサービスの販売だけでなく、資金調達の段階ですでに大きな競争環境におかれていることに意識を高めてきている。この企業側の意識とCSRの問題とが、「年金基金」などのSRI（社会的責任投資）を通じて共鳴してきているのが最近の特徴である。ここでは、まさに、

企業側のガバナンスとかコンプライアンスのレベルが、換言すれば、CSRの達成レベルが外部からの評価にさらさられるのであるから、経営者自身がその質を高める責を負うこととなり、CSRは単なる経営戦略上のブームといったものにとどまるのではなく、法的な問題につながつてくることとなる。<sup>14)</sup>

ところで、CSRについては、これまで、指摘したように法的責任としてそれとも企業の自主性に委ねるものとして把握するのかにつき議論があつた。<sup>15)</sup> CSRには、法的責任から自主性に委ねられるとされるものまであるが、両者の境はその社会の成熟度に関わる。既述のような国民の遵法意識の状況からして、また「規範をもたない経済社会」といわれる大企業のわがままな振舞い、不祥事、倫理性の欠如といった現下の社会状況、加えて、最近の「突發的」な金融危機、それを契機とした不況下にあって、これらの現象が一層顕著なものとなつてくるにつれ企業規制も強化される傾向にあること、以上のことから、基本的には、これまで企業のCSRといつてきたものは、企業の自主性に委ねるのではなく、法的規制・法的強制を伴うものと位置づけることが重要である。<sup>16)</sup> これまででは、法的責任とされるものはCSRとしてはミニマムのものである。それ以外の部分は企業の自主性に委ねられるべきものとして把握されてきた。しかし、この法的規制領域・法的強制域は市民（国民）の規範意識・遵法意識の高まりの中で拡大してきているし、また、拡大していくかざるを得ないと考えられる。企業収益向上を目的とする経営者側としては、一方では、経営戦略とCSRとの統合の観点が重要なものとなるし、そのような観点での経営を可能とするガバナンスを実現させる法的規制も課題となる。

## 二 株式会社はいかなる存在なのか

CSRの問題を取り上げる場合、企業の本質である「営利性」についても考察が必要である。これに関わって代表的な企業形態である株式会社における株式（株主権）の性質をめぐる議論を整理・検討する。

### 1. 株式会社主権者論争

一九三〇年代より、法律学の分野というよりも、「会社は誰のものか」として経済・経営学の分野において議論されてきたものである。今日、わが国においては、株式会社の主権者は、これを形式的に株主主権として捉えるわけにはいかないとする有力な諸説がある。伊丹敬之<sup>(17)</sup>、岩井克人<sup>(18)</sup>の両氏の学説がそれである。従業員を株式会社の実質的な構成員としてとらえる岩井克人氏は、「株式会社は、株主だけのものではなく、カネで買えないヒトの（アタマの）中の知識・能力という組織特殊的な人的投資をしているさまざまな参加者（ステークホルダー）のものもある」としている。この説は株式会社共同体論と称することができよう。また、この学説に親和的なものとして、アメリカの成果主義に対し、構造改革路線による破壊を受ける前の一九九〇年頃までの日本型年功序列制度を評価する高橋伸夫氏<sup>(19)</sup>、同様に、年功序列制・終身雇用制を評価し、従業員を出資者であるとして、いわゆる人本主義企業論を唱える伊丹氏<sup>(20)</sup>の諸説がある。これらの諸説は、現下の「金融危機」に発する不況下において、行き過ぎたアメリカ型成果主義への反発として、再度評価されつつあるようと思われる。

いわゆる「会社は誰のものか、株主（シェアホルダー）か」といったとき、これらの中の諸説は、株式会社における利害関係人の立場を明確に重視する方向性を有し、CSRのバックボーン的イデオ

ロギーともいえる、大規模株式会社を典型とする「株式会社の公共性」を重視することにつらなっていく。

## 2. 会社法上の議論

上記の議論に会社法上の議論をリンクさせてみよう。

会社法においては、この株式会社をどう捉えるかは、株式（社員権すなわち株主権）の性質をめぐつて論じられてきたところである。大きくは二つの立場に整理することができよう。<sup>23)</sup>

一つは、通説（社員権論）の立場であり、いわば会社は株主の私有物であるとの見方にたつ。それによると、株式会社の事業は法律的・形式的には法人の所有とされるが、実質的には株主全体の所有である。株主はそれぞれその持ち分に応じて、利益の分配に預かり、また事業に対する支配に関与する権利を有する。株式の本質は、このように経済的利益（自益権）と事業支配（共益権）の双方が相伴うことにあり、双方とも所有物に対する所有権から生じるものであり、自益権はもとより共益権も財産権の一種である。それ故、いずれも個人的利益のために行使することができる、というものである。

二つ目は、株式債権論と称されるものであり、前者が「会社を株主の私有物」とするのに対して、会社を公共物と見る立場といえるだろう。これによると、共益権は会社という社団（社会公共物）における公権といえるものであつて、倫理的性格を持つものであつて、会社という社団（社会公共物）利益のために行使されるべきものである。それは、財産権ではなく、譲渡・相続性のない一身専属的人格権である。株式とは、残余財産分配・剩余金配当請求権という債権である。議決権その他の共益権は会社法上の権利であつて、株主は剩余金配当などの債権を内容とする株式を喪失することにより、会社の構成員としての地位を失い、この共益権をも喪失することになるが、他方で譲受人は

この債権たる株式を取得することで、原始的に議決権その他の共益権を取得することになる。

この両者はとともに、法理論としては、株式会社の実態を全面的に捉えるものではないという意味では、いずれも完璧なものではないといえよう。<sup>(24)</sup> 前者通説の場合は、会社事業に対する所有につき、実質的な判断を行つて、組合的に理解しているといえよう。この点、旧法上は、法形式的には「会社は社団法人」であるということとやや論理的な矛盾を示しているとの指摘がなされるかもしれないが、現行法においては、単純に「会社は法人とする」と規定するのみであるので、この点からの批判はあたらないかのようである。<sup>(25)</sup> しかし、ただ、数の上では少数であつても圧倒的な影響力を有する典型的な株式会社すなわち大規模公開会社をはじめとして、一般に株式会社が社団であることには変わりはない、小規模閉鎖会社を除けば、この考え方は妥当し得ないと思われる。一方、後者は、株式すなわち剰余金配当などの金銭債権を取得することにより、譲受人は公的な性質を有する会社の一員となる。このことで議決権などの共益権（社団の一員、株主の倫理的な責任を伴うある種の人格権）を原始取得することになる。譲渡人はこの株式を失うことで、人格権たる共益権も失うことになる。もちろん、このような理解には論理的飛躍はない。というものの、この国で圧倒的に多い中小の閉鎖会社には、何かしつくりとこないのも事実である。しかし、典型的な大規模公開会社にはよく妥当するものである。<sup>(26)</sup>

以上、株式会社という社団を実態に即して捉えた場合、法的にはどうなるのかを二つの見解を紹介する形でみてきた。個人企業の法人成り程度の株式会社を論外として、もちろんCSRが問題としてとりあげられる大規模公開会社を典型的なものとするのであるが、規模の大小にかかわらずまた公開・非公開にかかわらず、程度の差はあるとしても、そこに従業員も含めた「共同体」としての性質は認められるであろうし、また、認めるべきである。そしてさらに、そのような株式会社は、株主の私有物ではなく、社会公共物であるといえる。

今日、一般には、株主主権論、法形式論としては株主私有物觀にたつた社員権論が通説とされている。しかし、たとえ、この立場に立ち、ガバナンス論としても、株主利益を重じるとしても、従業員などのステークホルダーの利益を重視していかなければならないことはいうまでもない。<sup>(25)</sup> 株式会社は、私企業でありながら、一定の規模を有する会社（株式上場公開会社）は、その有する公共性・社会性が一段と重視され、株主本位に偏った経営をしていくわけにはいくまい。そして、さらに一步、進んで、前述の通り、株式会社共同体論に立ちつつ、株式会社の公共性を積極的に認めていくことこそが、CSRの根柢を明確にすることになる。

### 三 企業の将来的展望とCSRの実現

株式会社は営利企業である。しかし、社会公共物もある。今日、NPO企業など営利を目的としない企業であるとか、社会公共的な目的をビジネス化した企業もある。これらを総称して社会的企業と称せられるものが登場している。<sup>(26)</sup> 営利企業ではあるが、社会公共物でもある株式会社を含めてこれらのものを連続的に把握ないし統合する状況が生まれてきている。このことは、CSRを企業に内在させる上で好都合な状況でもある。以下、背景も含めて少し整理してみる。

#### 1. 社会公共の担い手の多様化

今日、社会のニーズは、福祉をはじめとして、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など、様々な分野において、実に多様なものがある。いうまでもなく、これらのような公共サービスの分野に限つても（といつても随分ひろ

いものがある)、現在、行政がこれらすべてのニーズに満足にいく形で応えていくことができない状況が生まれている。これに競合して応えることができる社会の制度としては、大別して三つのものがある。一つは、行政、二是、市場という制度であり、三是、この両者の間隙を埋める社会的諸制度である。それぞれ、対象とする領域が完全に固定されているというわけではない。行政の領域とされたものであっても、いわゆる「民のできることは民に」ということで私益追求を目的とする企業が参入しているし、また、NPO組織、NPO企業(社会的企業)が、ビジネス手法を取り入れて、社会公共分野を担つてきている。このように社会公共サービスは、この三つのものが競合して担つてきている。

これまで、社会貢献活動(CSR)は、主として、非営利のNPO・協同組合が行ってきたといえるが、株式会社が営利活動としてこれを行なうことはもちろん問題のないところであるし、逆に、また、今日では、NPOなどもビジネス手法をもつてこれに関わってきている。

このような現下の状況を踏まえ、さらにこの公共サービスの分野に、営利・非営利の区別なく参入を一層容易なものとするためにも、営利企業、非営利企業といった垣根を設けずに、一連ひいては一体のものとしてこれら企業を把握し、法規制を行つていく必要が生まれよう。これを可能とする上での諸点を次にみてみよう。

## 2. 新しい枠組みへの示唆

### (1) 現行法の下での法人制度

上記との関わりで、まず現行法の下での法人制度をみてみよう。従来より準則主義であった会社法上の法人(会社)制度であるが、今般、民法上の法人制度が、一般社団・財団法人制度として許可主義から準則主義となつたことで、

當利法人・非當利法人が連続的に一体のものとして把握することが可能となつた。

(2) 営利性とは何か

わが国では、一般に、企業を、公企業、當利企業、非當利企業に分ける。しかし、必ずしも、この分け方が普遍的なものではない。この分け方は、アメリカ的な分け方であつて、わが国がこれに従つたというにすぎない。當利企業と非當利企業を区別する「當利性」というものにつき、アメリカ・日本では、収益活動に重きをおくのではなく、収益活動により得られた利益の株主など構成員への分配にその意義を見いだす。非常に形式的な分け方であるといえる。これに対して、ドイツなどヨーロッパにおいては、このような分け方はしない。上げた収益を結果的に構成員に分配するかどうかということに着眼するのではなく、団体・法人の活動に着目する。すなわち、収益活動を行つていているかどうか、市場における活動をしているかどうか、ということで、経済的団体か非経済的団体かに区別し、法規制を起こなつてきていて<sup>(29)</sup>いる。なお、立法論としてであるが、當利法人・非當利法人が連続的に一体のものとして捉えられるようになつてきてている今日、見倣うべきであろう。このように企業を「當利・非當利」に関わらず、連続的に経済的団体としてとらえる立場は、CSRをわが国の企業そのものに内在化させていくのに重要なものとなろう。

いわゆる「當利企業」・「非當利企業」であろうと、ここでいう経済的団体ということであれば、事業の「場」は、市場ということになるが、その市場はいうまでもなくルールが必要であり、違反したものについては強制力（罰則）が必要となる。しかし、これは市場自体にはそのような強制力はない。市場外からの法規制ということになるが、法令遵守・情報開示・説明責任といったCSRのミニマム部分はこれに関連する問題であるし、また、事業そのものの性質からくる法規制も当然生じる。

(3) 従来の當利性といったものが重要なものではなく、経済活動を行つているかどうかがポイントだとするこの立

場は、株式会社における株主主権からの脱却もはかりやすく、経営者・従業員・株主という企業の「構成員」の共同体という立場にもつながっていくよう思われる。また、「営利法人といえど社会公共物である。公益的性質を有する。社会的責任（CSR）も当然。」とする考えに、親和性を帯びてこよう。

#### （4）今後の企業法制のあり方

既述のように、一般社団・一般財団法制と会社法制とが連続的に捉えられることは、今後、非営利法人・営利法人の垣根を越えた組織変更・再編も可能とする道筋がついてくることを意味している。法人格の取得の問題と公益性の有無の判断を分離する考えの下に、未だ縦割りの弊害を残した硬直な現行NPO法制を改めて、一般社団法人であろうと、営利法人であろうと、非営利ないしは公益性（社会貢献性）の認証を得られれば、社会貢献活動法人の名称を受けることができる法制へと改めるべきである。<sup>30)</sup>

CSRと事業目的ということでは、営利企業である株式会社も、これまで述べたところから、その根本において、その公共的性質は社会的企業と異なる。CSRが事業活動に根付く妨げとなっていた、CSRを果たしていくことと営利追求との相反関係の解消という事態も生まれてこようというものである。

## おわりに

今日の経済社会・企業社会には、ルールがないといわれる。この意味するところは、資本主義国の中でも、この国には、国民の暮らしを守るまともなルールがない、大企業の「わがままな」振る舞いがあまりにも野放しにされていいる状況を表現している。雇用の分野では、使い捨て労働の広がりの問題があり、社会保障の分野では、保障費の削

減・切り捨ての問題がある。この後者の問題では、二〇〇三年に出された日本経団連の提言「活力と魅力あふれる日本を目指して」によれば、「消費税の一六%への引き上げ」を、「法人税の大引き下げ」、「企業の社会保険料負担をなくすこと」とセットになっている。また、この間の枚挙にいとまのない企業の不祥事をみても、企業活動における倫理の欠如にも甚だしいものがある。これらのこととはみなCSRと関わる事柄である。

一方で、経済界の「オピニオン機関」である日本経団連などは、CSRを内容とする「企業行動憲章」を宣言している。CSRには、その最低限のものである法令遵守（コンプライアンス）から環境問題まであるが、単なるお題目ではなく、社会の健全で持続的な発展のために、その実質化（内容とともに、とりわけその実現）が必須である。しかし、右記のような今日における経済社会・企業社会の現状、とりわけ企業不祥事の頻発をみても、CSRがこの経済社会にはなかなか根付かないことがわかる。もとよりこれの分析自体が大きな課題であるが、本稿の主たる目的ではない。ただ、現状の下では、可能な限りは、法的強制を伴うものでなければ、CSRは実効性をもつものとはならないといえる。ここで、「可能な限りは」とことわっているのは、CSRのピラミッド<sup>31</sup>でみたように、最低限に位置する法令遵守から良き企業市民としての地球環境・生物多様性の維持活動などまであるが、すべての事項について強制力を伴うものとはなしえない。そのことは最低限に位置するとされる法令遵守が最高のレベルまで拡大することとなるわけだから、これは無理なことである。企業の自主性に委ねる部分はどうしても残る。もちろんこの場合においても、内外の競争にさらされる企業は、生き残りをかけ、CSRを経営戦略の中に明確に位置づけていかなければならないであろう。その時代の趨勢により強制力を持たされる範囲は決まることになる。

CSRの実現の度合いは、社会の成熟度に関わるものといえるが、この小論では、まず、わが企業社会におけるCSRをめぐる状況をみ、続いて、なぜ、これがわが企業社会に根付かないのか、ということにふれる。その上で、C

SRの根拠が企業のとりわけ大規模会社の公共的な性質に求められることから、それとの関わりで、株式会社主権者論争いわゆる「会社は誰のものか」といった経済学上の議論と併せて会社法上の株主権をめぐる議論を検討する。そして、規模の大小にかかわらずまた公開・非公開にかかわらず、程度の差はあるとしても、企業には従業員も含めた「共同体」としての性質は認められるであろうし、また、認めるべきであり、さらにすすめて、株式会社についていえば、それは、株主の私有物ではなく、社会公共物であり、CSRの根拠もそこに求められよう。その際、「営利性」の問題にも触れる必要がある。収益事業を営むこと、そこで得た収益を社員に分配するという二重の営利性を営利法人の本質とするアメリカ的な考え方からの「脱却」を（立法論として）はかる努力も必要となろう。

今日、民法が改正され、一般社団・財団法人制度が導入され、今なお、認証主義をとった特定の公益法人を除けば、公益法人も株式会社と同様、準則主義で設立が可能となっている。このように、営利企業・非営利企業が一連のものとして捉えられるようになってきていることも、CSRの根拠を強め、そのわが企業社会への定着を促進していくものと思われる。

- (1) 大企業などが利潤追求のみに走り、CSRを全く無視しているような「ボトムに位置する法令遵守すらなしえていない」状態を指す。
- (2) 一九七四年（昭和四九年）商法改正時の国会の付帯決議があげられる。そこではCSRの法制化が法制審議会で検討すべき課題の一つとされた。

## 企業の社会的責任（CSR）の実現と企業の将来的展望

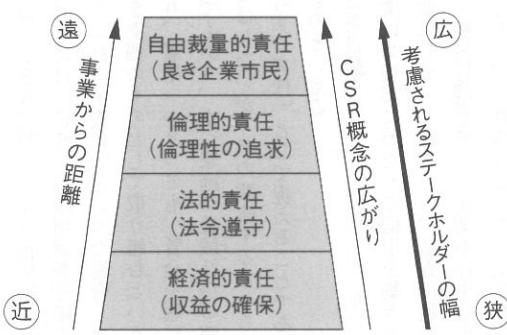
(c) Milton Friedman, "The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits", The New York Times Magazine, September 13, 1970.

(4) ○のRの考え方には、企業は株主のものとするから発想するアメリカタイプのものと、CSRに関わる社会的・環境的事項を、企業が自らすんでその責任を、ステークホルダーとの相互関係において果たしていくEUタイプのものとのものがある。このフリーダマンの考え方は、このアメリカタイプの考え方の典型である。角瀬保夫「企業の社会的責任（CSR）とは何か」雑誌経済〇八年九月号。

(5) 法的責任が始めたところから社会的責任が始まる、ともいわれている。ただ、このように理解すれば、CSRの内容については、註6のように、より皮肉っぽく示されるが、法的責任はいまだで、社会的責任はいからか、その境界は固定的なものではなく、その時代における法的認識のレベルによむ。

実際にCSRとして、日本経団連、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）などそれぞれに観念されているが、一般的に、このようになっていく。

○のRのシナリオ—Archie B Carroll, "The Pyramid of Corporate Social Responsibility: Toward the Moral Management of Organizational Stakeholders", Business Horizons, July-August p.42.土井一生「○のRに関する概念的進化と今日的課題」（『2004年消費者金融サービス研究学会年報No.5』）三二頁）作成による。



(7)

日本経団連・日本商工会議所と並んで、「経済三団体」の一つである経済同友会は、CSRに対してより積極的な姿勢をみせているものと評価できよう。一〇〇〇年の暮れに「二世紀宣言」を出し、〇三年には、CSRの欧州調査を踏まえた「市場の進化と社会的責任経営」を発表し、そこでは、以下のように述べている。「社会的責任」といった場合、企業が果たすべき責任が「社会的責任」と「経済的責任」に分かれている、それぞれを別個のものとして取り組むという趣旨に誤解されかねない。しかし、企業活動そのものは様々な側面を持つものであり、雇用一つとっても、賃金を軸にした経済的契約であると同時に、従業員の人間としての尊厳や成長に関与する行為でもあり、かつ家庭や地域社会の問題にも関係してくる。我々は敢えて「企業の社会的責任」という表現を変えることはしないが、その意味するところは、こうした多様な側面を併せ持つ企業活動を全体として、すなわち「企業の社会に対する責任」として捉えることであり、それが大切だと考える、とする。本文のCSRの意義に述べたところと同意義のものといえる。

(8)

主立ったものをとては、「一九九一年東電の原発事故隠し」、「二〇〇〇年には、三菱自動車事故隠し事件」、「二〇一年には、雪印・日ハム偽装事件」がある。このように日本を代表する大企業であったり、創業以来長年にわたって信用を築き上げてきた老舗の企業などであったり、それは枚挙にいとまがない。不祥事の頻発を前にして、これまでも、監査役制度をはじめとするガバナンスの強化がはかられてきた。業界においてもしかりである（企業行動憲章――「企業不祥事防止への取り組み強化について」（社）日本経済団体連合会一〇〇二年一〇月一五日）。しかし、不祥事はなくなる気配をみせるどころか、二〇〇五年九月には、不祥事防止の要となる機能を担う監査法人の公認会計士（中央青山監査法人）までが粉飾決算を行うという不祥事まで起きているのである。これをもってほんのひとにぎりにすぎないとする意見も見受けられるが、決してそうではあるまい。企業社会の現況として、「飽くなき」利潤追求を行う結果、企業活動を行う上で当たり前の「法令遵守」というCSRのミニマムに位置づけられる事項すらまもりえない多くの企業が存在するということは指摘されよう。監査役制度の強化に向けた取り組みだけでは、不祥事防止の効果はあがらない。このところの不祥事が、内部告発によつて暴かれてきていることから、告発者を一定の要件の下で保護することで、これを不祥事防止の機能を担わせることとなつた。平成一六年六月一八日に制定され、同一年四月一日より施行の公益通報者保護法がそれである。このところ頻発している食品偽装問題にそうであるように、内部告発・公益通報は、従業員による企業統

## 企業の社会的責任（CSR）の実現と企業の将来的展望

- (9) 河上和雄「経営者支配の弊害と刑事制裁」日本私法学会商法部会シンポジウム資料（平成六年一〇月一〇日）二六頁  
—二七頁。
- (10) 河上・前掲をみよ。
- (11) この原稿を執筆中に、衆議院の総選挙が行われた。民主党の圧勝である。もとより、小選挙区・比例代表制という選挙制度の結果、四〇%台の得票率で圧勝してしまうということではあるが、戦後初めてといえる野党民主党による衆議院単独過半数獲得、政権交代の結果は、この社会の民主化にとって重要な意義をもつかもしれない。
- (12) とりわけ、小泉内閣成立以降の一〇年にわたって、既述のように、新自由主義による政治の下で格差の広がりなど不平等感を市民が抱くところとなり、民主党政府が成立したが、これまでの自民党政治をとは異なる「画期的な」政治制度を実現しようとしている。非常に興味深い。
- (13) 上村達男、「経済教室（日経二〇〇五・四・一五）」も同様の認識をしている。
- (14) 野村修也発言（法時・特集「企業の社会的責任」七六巻一二号五六頁）。
- (15) 前出註2をみよ。
- (16) 前出註6のピラミッドで示せば、従来、自主性に委ねられてきた社会的責任の部分を法的責任に取り込んでいくことが重要ではないか。
- (17) 伊丹敬之「人本主義企業」（日経ビジネス人文庫・二〇〇一年）他。
- (18) 岩井克人「会社はこれからどうなるのか」（平凡社二〇〇三年）他。
- (19) 岩井克人・前掲書。
- (20) 高橋伸夫「虚妄の成果主義 日本型年功制復活のススメ」（日経BP社）
- (21) 年功序列制・終身雇用という労使慣行は現在では消滅しているといえよう。
- (22) 伊丹敬之・前掲書。
- (23) 社員権否認論の立場（田中耕太郎）もあるが、ここでの論述の趣旨からすると、株式債権論を対抗軸とすればよいだ

治ともいえるものである。皮肉なことに、これが最も実効性のあるものとなっている。

るう。

- (24) 通説（社員権論）は、大規模公開会社には妥当しにくく、一方、株式債権論は、大規模公開会社には妥当しうるもの、小規模閉鎖会社には逆に適切ではない。しかし、CSRが問題となるのは、主として大規模公開会社である。
- (25) 平成一七年制定（同一八年施行）の会社法が「会社はこれを法人とする」とのみ規定し、社団・営利との文言を削除したが、これまで、一人会社の存在、設立時発起人を一人でよいとしてきたことの関わりで「社団」の文言を削除したまでのことで、会社はこれまで通り社団として認識されている。
- (26) なお、与党民主党の公開会社法案は、この間の企業不祥事を受け、①情報開示の徹底、②内部統制の強化、③企業集団の明確化をはかつてているが、株主の地位については、株式会社の所有者としての位置づけからは脱却しているものと思われる。
- (27) 今日の企業を取り巻く環境を考慮すれば、これを経営戦略に組み込まなければ実際のところ企業経営は成り立ち得なくなる。
- (28) 小さい政府とか財政難の地方自治体行政の「コンパクト化」がはかられ、これまで行政が担つてきた部分を埋める。
- (29) 特集・企業の社会的責任「座談会・いまなぜCSRなのか」法時七六巻一二号（二〇〇四年一一号）神作裕之発言。
- (30) 日本社会の成熟度は、もちろんこれだけではかるものではないが、その一つとして、寄付文化の成熟度があげられる。非営利事業を営む株式会社も想定されるわけで、また、現行会社法も「営利性」を法文から取り除いていることも、立法者はこのことを意識したことかもしれないが、この非営利株式会社への投資という文化を醸成することも重要である。そのためにも、法人制度・登記制度によって非営利株式会社と株式会社を一体的に把握することも重要である。なお内閣府平成一九年度内閣府委託調査「『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査」をみよ。
- (31) 前出註6を参照せよ。
- (32) 要は、結果として、社員（構成員）に収益を分配するか否かといったことに関わりなく、経済活動・市場取引を行っている企業には、CSRが課される根拠を与えるものといえる。